

## ○新潟大学医歯学総合病院系別運営会議細則

(平成16年4月1日医歯病細則第1号)

**改正** 平成18年3月22日医歯病細則第1号 平成21年9月25日医歯病細則第1号  
平成22年3月19日医歯病細則第1号 平成22年4月1日医歯病細則第1号  
平成24年3月26日医歯病細則第1号 平成29年10月23日医歯病細則第1号  
平成30年9月21日医歯病細則第1号 平成31年3月27日医歯病細則第1号  
令和2年3月24日医歯病細則第1号 令和2年12月15日医歯病細則第4号  
令和3年3月16日医歯病細則第1号 令和5年2月21日医歯病細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、新潟大学医歯学総合病院運営委員会規程(平成30年医歯病規程第9号。以下「規程」という。)第7条第2項の規定に基づき、医科系運営会議及び歯科系運営会議(以下「系別運営会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 系別運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 規程第7条第1項の規定により、新潟大学医歯学総合病院運営委員会から付託された事項
- (2) その他病院長の指示した事項

(組織)

第3条 医科系運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長(医科を担当する者)
- (3) 医科系の各診療科長
- (4) 中央診療施設等(摂食嚥下機能回復部、顎口腔インプラント治療部及び医療連携口腔管理治療部を除く。)の部長
- (5) 薬剤部長
- (6) 看護部長
- (7) 医療技術部長
- (8) 事務部長
- (9) その他病院長が必要と認めた者

2 歯科系運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長(歯科を担当する者)
- (3) 歯科系の各診療科長

- (4) 患者総合サポートセンター部長
- (5) 摂食嚥下機能回復部長
- (6) 顎口腔インプラント治療部長
- (7) 医療連携口腔管理治療部長
- (8) 歯学部を担当を命ぜられている教授で病院の診療に従事するもの
- (9) 歯科病理診断を担当する教授
- (10) 薬剤部長
- (11) 看護部長
- (12) 医療技術部長
- (13) 事務部長
- (14) その他病院長が必要と認めた者  
(議長)

第4条 病院長は、系別運営会議を招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、病院長はあらかじめ指名した副病院長に、議長の職務を代理させることができる。

(会議)

第5条 系別運営会議は、構成員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、系別運営会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 系別運営会議に、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 系別運営会議に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月22日医歯病細則第1号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月25日医歯病細則第1号)

この細則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日医歯病細則第 1 号)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日医歯病細則第 1 号)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 26 日医歯病細則第 1 号)

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 23 日医歯病細則第 1 号)

この細則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 21 日医歯病細則第 1 号)

この細則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日医歯病細則第 1 号)

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日医歯病細則第 1 号)

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 15 日医歯病細則第 4 号)

この細則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 16 日医歯病細則第 1 号)

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 21 日医歯病細則第 1 号)

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。